

にかかつたものと同視することを相当と認めるときに限る。

二 第二条第三項第一号、第三号若しくは第七号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は同項第四号に掲げる者が昭和二十年八月九日前に軍事に関し業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは同日以後に業務上負傷し、若しくは疾病にかかつた場合

三 第二条第三項第二号に掲げる者が当該戦闘に基き負傷し、又は疾病にかかつた場合

四 第二条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる者となされる者又は同項第五号に掲げる者が自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合。ただし、厚生労働大臣が前各号に規定する場合と同視することを相当と認めるときに限る。

5 第二項に規定する事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、政令で定める。

(在職期間、公務傷病等に関する特例)

第四条の二 軍人軍属が、昭和二十年九月二日以後海外から帰還し復員後遅滞なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中において、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつたときは、この法律の適用については、軍人軍属が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

第五条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 障害年金及び障害一時金の支給
二 遺族年金及び遺族給与金の支給
三 弔慰金の支給

(裁定)

第六条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基づいて厚生労働大臣が行う。

第二章 援護

第一節 障害年金及び障害一時金の支給
(障害年金及び障害一時金の支給)

第七条 軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和二十七年四月一日(同日以後復員する者については、その復員の日)において、当該負傷又は疾病により

恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める程度の障害の状態にある場合においては、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

2 軍人軍属であつた者が在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、昭和二十七年四月一日以後(同日以後復員する者については、その復員の日以後)において、当該負傷又は疾病により前項に規定する程度の障害の状態になつたときは、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決により、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

3 改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人又は準軍人であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する事変地を除く。)における在職期間(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七条に規定する元の陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。第五項、第二十三條第一項第四号及び第十一号並びに第三十四條第二項において同じ。)内の事変に関する勤務(政令で定める勤務を除く。第二十三條第一項第四号及び第十一号並びに第三十四條第二項において同じ。)に関連する負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により、昭和四十七年十月一日(同日以後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の障害の状態にある場合においては、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

4 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人を除く。第六項及び第七項において同じ。)であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の前項に規定する地域における在職期間内の同項に規定する負傷又は疾病により、昭和四十八年十月一日(同日以後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の障害の状態にある場合においては、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

5 軍人軍属であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の第三項に規定する地域における在職期間内の同項に規定する負傷又は疾病により、昭和五十五年十二月一日において第一項に規定する程度の障害の状態にある場合(その者が、同日において未復員の

状態にある場合及び前二項の規定により障害年金を支給される場合を除く。)又は同日後(同日以後復員する者については、その復員の日後)第一項に規定する程度の障害の状態になつた場合においては、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決により、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

6 軍人軍属であつた者が本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する戦地を除く。)における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により、昭和四十六年十月一日(同日以後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の障害の状態にある場合においては、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和十六年十二月八日以後における戦争に関する勤務(政令で定める勤務を除く。次号、第二十三條第一項第五号及び第十一号並びに第三十四條第二項において同じ。)に連する負傷又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生労働大臣が戦争に関する勤務に連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

7 軍人軍属であつた者が前項に規定する地域における在職期間内の同項に規定する負傷又は疾病により、昭和五十五年十二月一日において第一項に規定する程度の障害の状態にある場合(その者が、同日において未復員の状態にある場合及び前項の規定により障害年金を支給される場合を除く。)又は同日後(同日以後復員する者については、その復員の日後)第一項に規定する程度の障害の状態になつた場合においては、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決により、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

8 準軍属であつた者が公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和三十四年一月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日以後帰還する者については、その復元の日)において、当該負傷又は疾病により第一項に規定する程度の障害の状態にある場合においては、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

9 準軍属であつた者が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、昭和三十四年一月一

日以後(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日以後帰還する者については、その帰還の日以後)において、当該負傷又は疾病により第一項に規定する程度の障害の状態になつたときは、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決により、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

10 準軍属であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間における準軍属としての勤務(政令で定める勤務を除く。次項、第十二項、第二十三條第二項第四号及び第九号並びに第三十四條第四項において同じ。)に関連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十八年十月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十八年十月一日以後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により第一項に規定する程度の障害の状態にある場合においては、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

11 準軍属であつた者が昭和十六年十二月八日以後における準軍属としての勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十六年十月一日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十六年十月一日以後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により第一項に規定する程度の障害の状態にある場合においては、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

12 準軍属であつた者が昭和十二年七月七日以後における準軍属としての勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和五十五年十二月一日において当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。)により第一項に規定する程度の障害の状態にある場合(その者が、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和五十五年十二月一日において帰還していない場合及び前二項の規定により障害年金を支給される場合を除く。)又は同日後(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和五十五年十二月一日以後帰還する者については、その帰還の日)当該負傷又は疾病により第一項に規定する程度の障害の状態になつた場合においては、第四条第一項の政令で定める審議会等の議決により、その者にその障害の程度に応じて障害年金を支給する。

13 前各項の規定により障害年金の支給を受けるべき者であつて、その障害の程度が恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であるものに対しては、前各項の規定にかかわらず、その者の請求により、その障害の程度に応じて障害一時金を支給し、障害年金を支給しないものとする事ができる。

(障害年金及び障害一時金の額)

第八条 障害年金の額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	年金の額
特別項症	第一項症の年金額に四、〇〇六、一〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五、七二三、〇〇〇円
第二項症	四、七六九、〇〇〇円
第三項症	三、九二七、〇〇〇円
第四項症	三、一〇八、〇〇〇円
第五項症	二、五一四、〇〇〇円
第六項症	二、〇三三、〇〇〇円
第一款症	一、八五三、〇〇〇円
第二款症	一、六八六、〇〇〇円
第三款症	一、三五二、〇〇〇円
第四款症	一、〇八九、〇〇〇円
第五款症	九六一、〇〇〇円

2 前項の場合において、特別項症から第六項症まで又は第一款症に係る障害年金の支給を受ける者に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父、母、孫、祖父又は祖母(以下この条において「扶養親族」という。)があるときは、配偶者にあつては、十九万三千二百円を、配偶者以外の扶養親族にあつては、扶養親族が二人までのときは一人につき七万二千円(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がないときは、そのうち一人については十三万二千円)、扶養親族が三人以上のときは十四万四千円(当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がないときは、二十万四千円)にその扶養親族のうち二人を除いた扶養親族一人につき三万六千円を加算した額を同項の年金額に加給する。ただし、その扶養親族が障害年金を受ける権利を有するとき、又は妻以外の扶養親族が次の各号に掲げる条件に該当しないときは、この限りでない。

一 夫については、障害の状態にあつて、生活資料を得ることができないこと。

二 子及び孫については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した当時(その権利

を取得した後その者の子として出生した者については、その出生の当時)から引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にし、かつ、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて配偶者がいないか、又は障害の状態にあつて生活資料を得ることができないこと。

三 父母、祖父及び祖母については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した当時から引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にし、かつ、六十歳以上であるか、又は障害の状態にあつて生活資料を得ることができないこと。

3 第一項の場合において、第二款症から第五款症までに係る障害年金の支給を受ける者に妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)があるときは、十九万三千二百円を同項の年金額に加給する。ただし、その妻が障害年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

4 前二項の場合において、一の障害年金の加給の原因となる扶養親族が同時に他の障害年金の加給の原因となる扶養親族であるときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、厚生労働大臣の定めるところにより、これらの障害年金のうちいずれか一の障害年金の加給の原因となる扶養親族とする。

5 障害年金の支給を受ける者につき、新たに加給すべき扶養親族があるに至つた場合又は加給の原因となつた扶養親族がなくなり、若しくはその数が減ずるに至つた場合における当該扶養親族に係る障害年金の額の改定は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。

6 第一項の場合において、特別項症に係る障害年金の支給を受ける者には二十七万円を、第一項症又は第二項症に係る障害年金の支給を受ける者には二十一万円を同項の年金額に加給する。

7 障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	金額
特別項症	六、〇八八、〇〇〇円
第一款症	五、〇五〇、〇〇〇円
第二款症	四、三三二、〇〇〇円
第三款症	三、五五九、〇〇〇円
第四款症	二、八五五、〇〇〇円
第五款症	二、八五五、〇〇〇円

第八条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第七条第三項から第七項まで又は第十項から第十

二項までの規定により支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	年金の額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇五四、一〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、三六三、〇〇〇円
第二項症	三、六三九、〇〇〇円
第三項症	三、〇〇七、五〇〇円
第四項症	二、三八三、九〇〇円
第五項症	一、九三八、七〇〇円
第六項症	一、五七一、一〇〇円
第一款症	一、四二八、二〇〇円
第二款症	一、二九九、八〇〇円
第三款症	一、〇四五、一〇〇円
第四款症	八四四、六〇〇円
第五款症	七四三、〇〇〇円

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。

3 前条第七項の規定にかかわらず、第七条第三項から第七項まで又は第十項から第十二項までの規定により障害年金の支給を受けるべき者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	金額
特別項症	四、六四〇、九〇〇円
第一款症	三、八五〇、八〇〇円
第二款症	三、三〇二、五〇〇円
第三款症	二、七三三、四〇〇円
第四款症	二、一七三、一〇〇円

(障害年金及び障害一時金の額の自動改定)

第八条の三 改定率が一を上回る場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八條四、〇〇〇の額に一〇分の七を乗じて得る額	第八條六、一〇〇の額を基準として政令で定める額
五、七二五、七二三、〇〇〇円に第八條三、〇〇〇の三第一項の改定率(以下この条及び次条において「改定率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額	四、七六四、七六九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

三、九二三、九二七、〇〇〇円に改定率七、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

三、一〇三、一〇八、〇〇〇円に改定率八、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

二、五一二、五一四、〇〇〇円に改定率四、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

二、〇三二、〇三三、〇〇〇円に改定率三、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

一、八五一、八五三、〇〇〇円に改定率三、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

一、六八一、六八六、〇〇〇円に改定率六、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

一、三五一、三五二、〇〇〇円に改定率二、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

九、〇八一、〇八九、〇〇〇円に改定率九、〇〇を乗じて得た額を基準として政令で定める額

九六一、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

第八條十九万三千二百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額

第七万二千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(以下この項において「二人までのときの額」という。)

十三万二千円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(以下この項において「配偶者がいないときの額」という。)

十四万四千二人までのときの額に二を乗じて得た額

(障害年金又は障害一時金の控除)
第十二条 恩給法若しくは旧恩給法の特例に関する件又は旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)、この法律若しくは未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の規定により傷病賜金又は障害一時金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金又は障害一時金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金又は障害一時金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

第十三条 障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。
一 第七条第一項の規定により支給する障害年金 昭和二十七年四月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)
二 第七条第八項の規定により支給する障害年金 昭和三十四年一月(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和三十四年一月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月)
三 第七条第六項又は第十一項の規定により支給する障害年金 昭和四十六年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和四十六年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月)
四 第七条第三項の規定により支給する障害年金 昭和四十七年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和四十八年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月)
五 第七条第四項又は第十項の規定により支給する障害年金 昭和四十八年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって、昭和四十八年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月)
六 第七条第二項若しくは第九項又は第八條の四第一項の規定により支給する障害年金 第

七 第七条第二項若しくは第九項又は第八條の四第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四條第一項の政令で定める審議会等が定める月
七 第七条第五項、第七項又は第十二項の規定により支給する障害年金 昭和五十五年十二月(同月一日後同条第一項に規定する程度の障害の状態になつた者に支給するものについては、同条第五項、第七項又は第十二項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四條第一項の政令で定める審議会等が定める月)
第十條第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定された額による障害年金の支給は、同条第三項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四條第一項の政令で定める審議会等が定める月から始める。

第十四条 障害年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。
一 死亡したとき。
二 日本国籍を失つたとき。
三 厚生労働大臣によつて第七条第一項に規定する程度の障害の状態がなくなつたものと認定されたとき。
第十五条 障害年金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。
第十六条 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを猶予する期間中に取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる

日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。
第十七条 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。
第十八条 第二項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
第十九条 障害年金と増加恩給等との調整
第二十条 障害年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)を除く。)により、増加恩給その他障害年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、障害年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。
第二十一条 障害年金又は障害一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金又は障害一時金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金又は障害一時金の支給を請求することができる。
第二十二条 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に障害年金又は障害一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金又は障害一時金を請求することができる。
第二十三条 前二項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十四条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十五条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十六条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十七条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十八条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二節 遺族年金及び遺族給与金の支給
(遺族年金及び遺族給与金の支給)
第二十三条 次に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。
一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族
二 障害年金(当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるものに限る)又は軍人たるに増加恩給を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は増加恩給の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者(当該障害年金又は増加恩給の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるもの)にあつては、昭和二十九年四月一日以後に死亡した者に限る。)の遺族
三 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和二十七年四月一日前に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の障害の状態にあつたもの(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になつた者及び当該障害の状態になつた日において日本国籍を有しなかつたか、又はその後日本の国籍を失つた者を除く。)の遺族
四 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に第七条第三項に規定する地域における在職期間内において事変に関する勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族(前三号に掲げる遺族を除く。)
五 第七条第六項に規定する地域における在職期間内又は在職期間経過後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。)の遺族

第二十四条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十五条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十六条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十七条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十八条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十九条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第三十条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第三十一条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第三十二条 前二項の場合において、同順位の数人あるときは、その一人のした障害年金又は障害一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした障害年金又は障害一時金を受け権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二節 遺族年金及び遺族給与金の支給
(遺族年金及び遺族給与金の支給)
第二十三条 次に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。
一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族
二 障害年金(当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるもの)又は軍人たるに増加恩給を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は増加恩給の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者(当該障害年金又は増加恩給の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるもの)にあつては、昭和二十九年四月一日以後に死亡した者に限る。)の遺族
三 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和二十七年四月一日前に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の障害の状態にあつたもの(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になつた者及び当該障害の状態になつた日において日本国籍を有しなかつたか、又はその後日本の国籍を失つた者を除く。)の遺族
四 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に第七条第三項に規定する地域における在職期間内において事変に関する勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族(前三号に掲げる遺族を除く。)
五 第七条第六項に規定する地域における在職期間内又は在職期間経過後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。)の遺族

(第一号から第三号までに掲げる遺族を除く。)

イ 昭和十六年十二月八日以後における戦争に関する勤務に關連する負傷又は疾病

ロ 昭和二十年九月二日以後における負傷又は疾病で厚生労働大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

六 障害年金(当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度であるものに限り)又は軍人たるによる傷病年金を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は傷病年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。以下この号、次号、次項第六号及び第七号において同じ。))による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるものに限り)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

八 障害年金又は特例傷病恩給(当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度であるものに限り)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

九 昭和十二年七月七日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後六年(厚生労働大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年)以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に關連しな

い負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。)

十 第四条第五項に規定する戦地における引き続き在職期間(これに引き続き昭和二十年九月二日以後海外にあつて復員するまでの期間を含む。)が六箇月を超え、かつ、当該在職期間経過後一年(厚生労働大臣の指定する疾病により死亡した者については、三年)以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族(当該在職期間経過後に発した負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族及び前各号に掲げる遺族を除く。)

十一 次に掲げる者であつて、当該負傷又は疾病の発したる在職期間内又はその経過後六年(厚生労働大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年)以内に死亡したものの遺族(当該負傷又は疾病に關連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族及び前各号に掲げる遺族を除く。)

イ 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に第七条第三項に規定する地域における在職期間内において事変に關する勤務に關連して負傷し、又は疾病にかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者(重大な過失により負傷し、又は疾病にかつた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)

ロ 昭和十六年十二月八日以後に第七条第六項に規定する地域における在職期間内において戦争に關する勤務に關連して負傷し、又は疾病にかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者

2

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族

二 障害年金(当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が恩

給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるものに限り)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

三 公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和三十四年一月一日前に死亡した準軍属又は準軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の障害の状態にあつたもの(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になつた者及び当該障害の状態になつた日において日本の国籍を有しなかつたか、又はその後日本の国籍を失つた者を除く。)の遺族

四 昭和十二年七月七日以後に準軍属としての勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族(前三号に掲げる遺族を除く。)

五 障害年金(当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度であるものに限り)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

六 障害年金(当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるものに限り)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

七 障害年金(当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度であるものに限り)を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

八 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病の発した準軍属たるの期間内又はその経過後六年(厚生労働大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年)以内に死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に關連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。)

九 昭和十二年七月七日以後に準軍属としての勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病の発した準軍属たるの期間内又はその経過後六年(厚生労働大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年)以内に死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に關連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。)

第二十四条 遺族年金又は遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母(死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日前である場合におけるその死亡した者の入夫婚姻(民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)にいう入夫婚姻をいう。))による妻の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限り)又はその配偶者であつて、死亡した者の死亡の当時その者と同一の戸籍内にあつたものに限り)で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの(死亡した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が準軍属とならなかつたならば、これらの条件に該当していたものと認められるものを含む。以下同じ。)とす。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、且つ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向つて、その子は、死亡した

者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

3 次の各号に掲げる者(第一項の規定に該当する者を除く。)であつて、第四条第一項の政令で定める審議会等が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受けべき範囲の遺族とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日まで引き続き軍人軍属たるの在職期間の初日(その者の死亡の日が軍人軍属としての勤務を解かれた日以後であるときは、当該勤務に係る在職期間の初日)とし、以下この項において「軍人軍属としての勤務」といつた日」という。)又は引き続き軍人軍属たるの期間の初日(その者の死亡の日が軍人軍属たるの期間を経過した日以後であるときは、当該期間の初日とし、以下この項において「軍人軍属となつた日」という。)の前日において死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしており、かつ、その日から死亡した者の死亡の当時まで引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしてゐた者(死亡した者の軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が軍人軍属とならなかつたならば、これらの条件に該当してゐたものと認められる者を含む。)であつて、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有してゐたものに限る。

一 死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその死亡した者の同日二日における民法の一部を改正する法律による改正前の民法にいう継父、継母又は嫡母

二 死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日以後である場合におけるその死亡した者の同日二日における入夫婚姻による妻の父若しくは母(入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。)又はその配偶者であつて、同日においてその死亡した者と同一の戸籍内にあつたもの

三 死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日におけるその死亡した者の父又は母の配偶者(第一号に掲げる者を除く。)

四 死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日において、縁組の届出をしていないが事実上死亡した者

の養父又は養母と同様の事情にあつた者であつて、その日から死亡した者の死亡の日までの間に当該届出をしなかつたことにつき相当の理由があると認められるもの

(遺族年金及び遺族給与金の支給条件)

第二十五条 夫、子、父、母、孫、祖父、祖母、入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者については、遺族年金は、これらの遺族が昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において、それぞれ次の各号に規定する条件に該当する場合及びその後初めてそれぞれこれらの条件に該当するに至つた場合に支給する。

一 夫については、六十歳以上であること、障害の状態にあつて生活資料を得ることができないこと、又は死亡した者の死亡の当時から引き続き障害の状態にあること。

二 子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて、配偶者がなく、又は障害の状態にあつて、生活資料を得ることができないこと。

三 父及び母については、六十歳以上であること、障害の状態にあつて生活資料を得ることができないこと、又は配偶者がなく、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四 孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて、配偶者がなく、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないこと、又は障害の状態にあつて、生活資料を得ることができず、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

五 祖父、祖母、入夫婚姻による妻の父及び母並びに前条第三項に規定する者については、六十歳以上であること、又は障害の状態にあつて、生活資料を得ることができないこと。

昭和二十八年三月三十一日までの間に六十歳に達した父、母、祖父又は祖母は、前項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において六十歳であるものとみなす。

3 夫、子、父、母、孫、祖父、祖母、入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者については、遺族給与金は、これらの遺族が昭和三十四年一月一日(死亡した者の死亡の日が、昭和三十四年一月二日以後であるときは、その死亡の日)において、それぞれ第一項各号に規定する条件に該当する場合及びその後はじめてそれぞれこれらの条件に該当するに至つた場合に支給する。

(遺族年金及び遺族給与金の額)

第二十六条 遺族年金の額及び遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万二千元とする。

一 先順位者が一人の場合においては、百九十六万六千八百円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、百九十六万六千八百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万二千元を加えた額を先順位者の数で除して得た額

2 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父、祖母、入夫婚姻による妻の父母、第二十四条第三項に規定する者の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

4 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者(同順位者がなく、かつ、次順位者)の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

5 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者につき当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がなく、かつ、その間、次順位者を先順位者とみなす。

(遺族年金及び遺族給与金の額の特例)

第二十七条 第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「七万二千元」とあるのは「五万六千四百円」と、「百九十六万六千八百円」とあるのは「百五十七万三千五百円」とする。

2 第二十三条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる遺族に遺族年金又は遺族給与金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金又は遺族給与金の総額が死亡した者の死亡の当時における障害の程度に応ずる障害年金の額を超えるときは、各遺族に支給すべき遺族年金又は遺族給与金の額は、前項の規定にかかわらず、死亡した者の死亡の当時における障害の程度に応ずる障害年金の額に相当する額を、同項の規定による額の割合にあん分して得た額とする。

3 前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第二項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人の場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が二人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。

第二十三号第一項第六号若しくは第七五五七、号又は同条第二項第五号若しくは第六六〇〇円号に掲げる遺族	第二十三号第一項第六号若しくは第七五五七、号又は同条第二項第五号若しくは第六六〇〇円号に掲げる遺族
第二十三号第一項第八号から第十号まで四五六、で又は同条第二項第七号若しくは第八四〇〇円号に掲げる遺族	第二十三号第一項第八号から第十号まで四五六、で又は同条第二項第七号若しくは第八四〇〇円号に掲げる遺族
第二十三号第一項第十一号又は同条第三三五、二項第九号に掲げる遺族	第二十三号第一項第十一号又は同条第三三五、二項第九号に掲げる遺族
第二十七号の二 第八号の三第一項の改定率が一を上回り、又は厚生年金加算額等が十五万二千八百円を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	第二十七号の二 第八号の三第一項の改定率が一を上回り、又は厚生年金加算額等が十五万二千八百円を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。
第二十七号 二七万二千元に第八号の三第一項六条第千円	二七万二千元に第八号の三第一項六条第千円
一項各号列記	一項各号列記
の改定率(その率が一を下回るときは、一とする。以下この項及び次条第三項の表において「改定率」という。)を乗じて得	の改定率(その率が一を下回るときは、一とする。以下この項及び次条第三項の表において「改定率」という。)を乗じて得

遺族給与金を受ける権利を有するときは、同項の規定にかかわらず、これらの遺族年金又は遺族給与金を併給する。

3 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額又は遺族給与金の年額は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。
一 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合には、第二十六条第一項の規定により算出した額から七万二千元を控除した額

二 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号から第五号まで又は第二項第二号から第四号までに掲げる遺族たるにより支給するものである場合（第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く。）には、第二十七条第一項の規定により算出した額から五万六千四百円を控除した額

三 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七条第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額と同率第一項の規定により算出した額に対する割合を五万六千四百円に乘じて得た額を控除した額

4 第八条の第三項の改定率が一を上回る場合において、前項第一号中「七万二千元」とあるのは「五万六千四百円に改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(遺族年金と扶助料等との調整)
第三十二条の二 遺族年金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令（船員保険法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）を除く。）により、同一の事由による恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料その他遺族年金に相当する給付を受けることができる場合は、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき遺族年金の支給を停止する。ただし、遺族年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

2 第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる遺族に支給する遺族年金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令により、同一の事由による当該遺族年金に相当する給付を受けることができる者があつた場合には、その給付を受けることができる期間、その支給を停止する。
(遺族給与金と公務扶助料等との調整)
第三十二条の三 遺族給与金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令（船員保険法を除く。）により、恩給法第七十五条第一項第二号に掲げる額の扶助料その他遺族給与金に相当する給付を受けることができる者があつた場合には、その給付を受けることができる期間、その支給を停止する。ただし、遺族給与金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。
一 昭和十二年七月七日以後における事変に關する勤務又は戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病
二 昭和二十年九月二日以後引き続き勤務していた間又は引き続き海外に於て復員するまでの間に於ける負傷又は疾病で厚生労働大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

3 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した準軍属又は準軍属であつた者（昭和十六年十二月八日以前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

4 前項の規定の適用については、準軍属としての勤務に關連する負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。

第三十五条 弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。

第三十三条 第十五条及び第十六条の規定は、遺族年金又は遺族給与金の支給に準用する。
第三節 弔慰金の支給
第三十四条 昭和十二年七月七日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（昭和十六年十二月八日以前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

第三十六条 弔慰金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序による。但し、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
一 配偶者（死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、前条第一項に規定する遺族

（以下本条において遺族という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と婚姻した場合でも、死亡した者と同じ氏を稱していた配偶者がその氏を改めないで婚姻したときは、本号の順位とする。）
二 子（昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
三 父母
四 孫（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
五 祖父母
六 兄弟姉妹（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子
八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫
九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹
十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者
十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行つたもの
十二 前各号に掲げる者以外の遺族
十三 前条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族とみなされた者

第三項の規定により弔慰金を受けるべき順位にある遺族が、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において生死不明であり、且つ、その日以後引き続き二年以上（その者が昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明の場合において、同順位者がないときは、次順位の者申請により、当該次順位者（当該次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を弔慰金を受けるべき順位に遺族とみなすことができる。

第三十五条 弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。

第三十三条 第十五条及び第十六条の規定は、遺族年金又は遺族給与金の支給に準用する。
第三節 弔慰金の支給
第三十四条 昭和十二年七月七日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（昭和十六年十二月八日以前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

第三十六条 弔慰金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序による。但し、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
一 配偶者（死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、前条第一項に規定する遺族

（以下本条において遺族という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と婚姻した場合でも、死亡した者と同じ氏を稱していた配偶者がその氏を改めないで婚姻したときは、本号の順位とする。）
二 子（昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
三 父母
四 孫（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
五 祖父母
六 兄弟姉妹（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子
八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫
九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹
十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者
十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行つたもの
十二 前各号に掲げる者以外の遺族
十三 前条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族とみなされた者

(甲) 慰金の額及び記名国債の交付
第三十七條 甲慰金の額は、死亡した者一人につき五万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるものの外、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(甲) 慰金の支給を受けることができない者
第三十八條 次に掲げる遺族には、甲慰金を支給しない。

一 重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前に、第三十一条第一項第二号又は第三号に該当した遺族

三 禁錮以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行猶予中の遺族を除く。)

(国債の元利金の返還の免除)
第三十八條の二 第三十二条の四の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者又は準軍属若しくは準軍属であつた者が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に第三十七条に規定する国債の元利金が支払われている場合に準用する。

(準用規定)
第三十九條 第十六条第三項の規定は、甲慰金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同条第二項及び第三項の規定は、甲慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ甲慰金の請求又はその権利の裁定について準用し、同条第三項の規定は、第三十七条に規定する国債の記名者が死亡し同順位の相続人が数人ある場合において、その者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の

元利金の請求若しくはその支払又は同条に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。
第三章 審査請求
(審査請求期間等)
第四十條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金に關する処分についての審査請求に關する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年とする。
2 行政不服審査法第十八条第二項の規定は、前項の審査請求については、適用しない。
3 第一項に規定する処分又はその不作為についての審査請求書は、審査請求人の住所地の都道府県知事を経由して提出することができる。
(第四条第一項の政令で定める審議会等の意見の聴取)
第四十一條 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当たつては、第四条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない。
(時効の完成猶予及び更新)
第四十二條 第四十條第一項に規定する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。
第四章 雑則
(障害年金等の支給期月)
第四十三條 障害年金、遺族年金及び遺族給与金(以下この条において「障害年金等」という)は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであつた障害年金等又は障害年金等を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の障害年金等は、支給期月でない時期においても、支給する。
2 前項本文に規定する期月のうち、政令で定める期月に支給すべき障害年金等は、これらを受ける権利を有する者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支給する。
(障害年金等の支払の調整)
第四十三條の二 障害年金、遺族年金又は遺族給与金(以下この条及び次条において「障害年金等」という)の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として障害年金等が支払われたときは、その支払われた障害年金等は、その後支払うべき障害年金等とみなすことができる。障害年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の障害年金等が支払われた場合における当該障害年金等の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
2 障害年金等を受ける権利を有する者が死亡したためその権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該障害年金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この項において「返還金債権」という)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき遺族年金又は遺族給与金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該遺族年金又は遺族給与金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。
(受給権調査)
第四十四條 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができる。
2 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
3 厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時的に停止することができる。
第四十五條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、これらを行使することができるときから七年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
(譲渡又は担保の禁止)
第四十六條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。
(差押の禁止)
第四十七條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。
第四十八條 障害年金、障害一時金、遺族給与金及び甲慰金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。
2 援護に關する書類及び第三十七條に規定する国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。
(政令等への委任)
第四十九條 第二條第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三條第二項、第四條第五項又は第七條第三項、第六項若しくは第十項の規定に基づく政令等の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金(以下本条において「障害年金等」という)を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令等で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをする事ができる。
(都道府県が処理する事務)
第五十條 この法律に定める厚生労働大臣の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
(事務の区分)
第五十條の二 第四十條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(政令及び厚生労働省令への委任)
第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金に係る請求、申請又は届出の經由に關して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。
附則 抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。
2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

して障害年金等が支払われたときは、その支払われた障害年金等は、その後支払うべき障害年金等とみなすことができる。障害年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の障害年金等が支払われた場合における当該障害年金等の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 障害年金等を受ける権利を有する者が死亡したためその権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該障害年金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この項において「返還金債権」という)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき遺族年金又は遺族給与金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該遺族年金又は遺族給与金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

(受給権調査)
第四十四條 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができる。
2 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
3 厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時的に停止することができる。

第四十五條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、これらを行使することができるときから七年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
(譲渡又は担保の禁止)
第四十六條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

(差押の禁止)
第四十七條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。
第四十八條 障害年金、障害一時金、遺族給与金及び甲慰金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。
2 援護に關する書類及び第三十七條に規定する国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。
(政令等への委任)
第四十九條 第二條第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三條第二項、第四條第五項又は第七條第三項、第六項若しくは第十項の規定に基づく政令等の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金(以下本条において「障害年金等」という)を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令等で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをする事ができる。
(都道府県が処理する事務)
第五十條 この法律に定める厚生労働大臣の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
(事務の区分)
第五十條の二 第四十條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(政令及び厚生労働省令への委任)
第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金に係る請求、申請又は届出の經由に關して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

第四十三條の二 障害年金、遺族年金又は遺族給与金(以下この条及び次条において「障害年金等」という)の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として障害年金等が支払われたときは、その支払われた障害年金等は、その後支払うべき障害年金等とみなすことができる。障害年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の障害年金等が支払われた場合における当該障害年金等の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 障害年金等を受ける権利を有する者が死亡したためその権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該障害年金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この項において「返還金債権」という)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき遺族年金又は遺族給与金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該遺族年金又は遺族給与金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

(受給権調査)
第四十四條 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができる。
2 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
3 厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時的に停止することができる。

第四十五條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、これらを行使することができるときから七年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
(譲渡又は担保の禁止)
第四十六條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

(差押の禁止)
第四十七條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。
第四十八條 障害年金、障害一時金、遺族給与金及び甲慰金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。
2 援護に關する書類及び第三十七條に規定する国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。
(政令等への委任)
第四十九條 第二條第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三條第二項、第四條第五項又は第七條第三項、第六項若しくは第十項の規定に基づく政令等の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金(以下本条において「障害年金等」という)を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令等で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをする事ができる。
(都道府県が処理する事務)
第五十條 この法律に定める厚生労働大臣の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
(事務の区分)
第五十條の二 第四十條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(政令及び厚生労働省令への委任)
第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金に係る請求、申請又は届出の經由に關して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

第四十三條の二 障害年金、遺族年金又は遺族給与金(以下この条及び次条において「障害年金等」という)の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として障害年金等が支払われたときは、その支払われた障害年金等は、その後支払うべき障害年金等とみなすことができる。障害年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の障害年金等が支払われた場合における当該障害年金等の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 障害年金等を受ける権利を有する者が死亡したためその権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該障害年金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この項において「返還金債権」という)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき遺族年金又は遺族給与金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該遺族年金又は遺族給与金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充當することができる。

(受給権調査)
第四十四條 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができる。
2 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
3 厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時的に停止することができる。

第四十五條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、これらを行使することができるときから七年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
(譲渡又は担保の禁止)
第四十六條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

(差押の禁止)
第四十七條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。
第四十八條 障害年金、障害一時金、遺族給与金及び甲慰金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。
2 援護に關する書類及び第三十七條に規定する国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。
(政令等への委任)
第四十九條 第二條第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三條第二項、第四條第五項又は第七條第三項、第六項若しくは第十項の規定に基づく政令等の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金(以下本条において「障害年金等」という)を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令等で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをする事ができる。
(都道府県が処理する事務)
第五十條 この法律に定める厚生労働大臣の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
(事務の区分)
第五十條の二 第四十條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(政令及び厚生労働省令への委任)
第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は甲慰金に係る請求、申請又は届出の經由に關して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

3 昭和二十七年四月一日において、軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けている者については、その障害の程度に応ずる障害年金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定があつたものとみなす。昭和二十七年四月二日以後に軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けた者についても、同様とする。

4 前項の場合において、当該増加恩給が恩給法第五十条第一項の規定による有期のものであるときは、前項の規定により裁定があつたものとみなされた障害年金については、その期間（その期間の一部が昭和二十七年三月三十一日以前に経過したものであるときは、その残期間）につき、第九条第一項の規定による期限が附せられたものとする。

5 軍人たるによる増加恩給を受けることができる者に対する同一の事由による障害年金は、その増加恩給を受ける権利につき裁定があつた場合のみ支給する。

6 第三項の場合においては、増加恩給と障害年金を併給しないで、障害年金の額が増加恩給の額をこえるときは、障害年金のみを支払うものとする。但し、障害年金の額が増加恩給の額をこえる場合において、その増加恩給につき担保権が設定されているときは、その担保権が存続する間は、この限りでない。この場合においては、その担保権が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

7 船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が、同一の事由により、この法律の規定による障害年金、遺族年金又は遺族給与金を受けることができるときは、その支給を受けることができる期間、船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の支給を停止する。ただし、遺族年金については、船員保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額（同法第五十条ノ三及び第五十条ノ三ノ二の規定による加給金を含む。）が、この法律の規定により支給を受けることができる遺族年金又は遺族給与金の額（遺族年金の支給を受けることができる遺族が配偶者であつて、その者に船員保険法第五十条ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その配偶者及びその子がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額を合算した額）をこえる部分については、この限りでない。

8 前項の者に対して、その者が、この法律の規定による障害年金、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利の裁定を受けるまでの間に、同項の規定によつて停止すべき船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金を支給したときは、同項の規定にかかわらず、保険給付として支給したものとみなす。この場合においては、政令の定めるところにより、その障害年金又は遺族年金の額（遺族年金については、前項の規定により停止すべき部分の額）に相当する額を、この法律の規定による障害年金、遺族年金又は遺族給与金の額から控除して支給することができる。

14 第三十七条に規定する国債の元利金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができる。

附則（昭和二十七年二月二十六日法律第三三四号）
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附則（昭和二十八年八月一日法律第一六一号）抄
この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

1 (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する経過規定)
昭和二十七年四月一日以後この法律の施行前に旧法第八条の二又は旧法改正法附則第二条の規定により療養を受けることができた者であつて、同期間内に療養又は疾病がなおつた者又はこれらの規定により療養を受けることができない期間を経過したものに關する不具廃疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、従前の例による。

附則（昭和二十八年八月七日法律第一八一号）抄

1 この法律は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の施行の日から施行する。
2 この法律中第三十四条、第三十七条第一項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。
3 この法律中第八条及び第二十六条の改正規定並びに附則第二十項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、附則第十三項、附則第十四項、附則第十六項、附則第十八項及び附則第十九項に規定する者については、この限りでない。

4 この法律中第十二条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

5 この法律中第二条から第四条まで及び第七條の改正規定は、弔慰金に關しては、昭和二十七年四月一日から、障害年金又は遺族年金に關しては、昭和二十八年四月一日から適用する。

6 改正後の第二十二條第二項の規定は、厚生大臣が国立保養所に收容した者の昭和二十八年四月一日からの在所について、適用する。

7 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父又は祖母のうち、この法律の施行前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合も含む。以下同じ。）したことに由り第二十九条の規定により遺族年金の支給を受けることができなかつた者又は改正前の第三十一条の規定により遺族年金を受ける権利を失つた者で、その婚姻により氏を改めないもの（これらの者が婚姻した日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第四号までの一に該当した者を除く。）は、この法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得するものとする。

8 前項の遺族年金は、昭和二十八年八月分から支給する。

9 改正後の第三十二条の二及び第三十八条の二の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者（第三十四条第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。）が生存していることがこの法律の施行前に判明した場合においても、適用する。

10 改正後の第二条第一項第三号に掲げる者又はその遺族に關し改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第七条（第一項中各号を除く）、第二十五条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第十一条第二号及び第二十九条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第十三条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とする。

11 改正後の第三十二条第二項の規定により二以上の遺族年金の併給を受ける者に対して支給する遺族年金のうち、この法律の施行の際現に支給している遺族年金以外の遺族年金の支給に關

し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年八月一日」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年八月一日」と、同条第二項中「同条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月」とあるのは「昭和二十八年八月又は同年九月一日以後同条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月」とする。

12 軍人たるによる障害年金又は軍人若しくは軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金は、この法律の施行の際、現にこれを受ける権利を有する者以外においては、支給しない。但し、この法律の施行の際、現に軍人たるによる障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による増加恩給を受ける権利を有しないものが死亡した場合に支給すべき遺族年金及びこの法律の施行の際（死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日）に、遺族年金の支給事由と同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける資格を有しない者に支給すべき遺族年金は、この限りでない。

13 この法律の施行の際、現に障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人たるによる増加恩給を受ける権利を有するものは、この法律の施行の際（この法律の施行後当該増加恩給を受ける権利を有するに至つた者については、その有するに至つた際）において当該障害年金を受ける権利を失う。

14 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するもの（附則第十六項に規定する者を除く。）は、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

15 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を受ける資格を有するもの（同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するものを除く。）は、厚生省令で定める期間内に厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければ、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失う。

16 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料及び当該軍人又は軍人であつた者が軍人以外

の公務員として在職したことにより支給される扶助料（以下「普通扶助料」という。）を受け、この法律の施行の際にさかのぼって、当該遺族年金を受ける権利を失うものとし、普通扶助料を選択したときは、その者に支給する当該遺族年金の額は、改正後の第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 前三項に規定する者については、同一の事由による公務員扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際現に受けている遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

18 軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務員扶助料を受ける権利を有する者があるものについては、当該公務員扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、七万二千元（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条第一項に規定する配偶者にあつては、十九万三千二百円）とする。ただし、同法第八条の第三項の改定率を一を上回る場合において、これらの額にそれぞれ同項の改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額とする。

19 この法律の施行の際、現に障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八条又は第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、この法律の施行の際現に受けている障害年金又は遺族年金の額と特別措置法の規定による年金の額の合算額が改正後の第八条又は第二十六条の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額からこの法律の施行の際現に受けている特別措置法の規定による年金の額を控除した額とする。

20 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）が、当該拘禁中に死亡した場合（被拘禁者が軍人軍属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合作る。）で、かつ、厚生労働大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めるときは、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第一項の規定により支給するものをいう。）に関する規定を準用する。

21 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）の施行後被拘禁者が死亡した場合において、当該死亡の際、当該被拘禁者の死亡に關し、扶助料を受ける権利を有する者がある場合においては、当該死亡に關し、前項の遺族年金は支給しない。

22 昭和三十七年十月一日又は同日後において、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同日以後、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十四条の規定により、公務員扶助料を受ける権利又は資格を有するに至つたものの遺族年金については、附則第十四項まで附則第十六項までの規定を準用する。この場合において、附則第十四項から附則第十六項までの規定中、「この法律の施行の際」とあるのは、附則第十四項については、「当該公務員扶助料を受ける権利を有するに至つた際」と、附則第十五項については、「当該公務員扶助料を受ける資格を有するに至つた際」と、附則第十六項については、「当該公務員扶助料及び当該普通扶助料を受ける権利をあわせ有するに至つた際」と読み替へるものとする。

23 附則第二十項に規定する者の遺族に關し改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合においては、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項並びに第三十八号第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十九号第二号、第三十六号第一項第一号及び第三十八号第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五条第一項、第三十六号

第二項及び第三十八号第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と読み替へるものとする。

附則（昭和二十九年三月三十一日法律第二八号）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 指定医療機関に關する経過規定

3 前項の医療機関は、この法律の施行の日から起算して三十日以内は、第十九条の第三項の規定にかかわらず、いつでも、その指定を辞退することができる。

附則（昭和二十九年四月二五日法律第六八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。但し、第三十四条及び第三十八号の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

2 軍人であつた者のその在職期間内における負傷又は疾病に關しては、第七条の改正規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

3 恩給法別表第一号表ノ三に定める程度の障害の状態にある者について、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、同法第七条中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十九年四月一日」と、同法第十一条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十九年三月三十一日」と、同法第十三条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十九年四月」とする。

4 この法律による第三十四条の規定の改正によりこの法律の施行と同時に、昭和二十九年四月一日前に死亡した軍人又は軍人であつた者に関する弔慰金の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する第三十七条に規定する国債の発行の日は、昭和二十九年四月一日とする。

附則（昭和二十九年五月二九日法律第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附則（昭和二十九年六月三〇日法律第二〇〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第二十項の規定による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）

4 公務員（公務員に準ずる者を含む。以下同じ。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項の規定により遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給に關する最短恩給年限に達しているときは、昭和二十八年四月（公務員が昭和二十八年四月一日以後死亡した場合においては、その死亡の日の属する月の翌月。以下本項において同じ。）分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改正するものとし、当該公務員が普通恩給に關する最短恩給年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給に關する最短恩給年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

5 法律第百五十五号附則第二十三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

6 前二項の規定により扶助料を給する場合において、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定により遺族年金の支給を受ける者があるときに給する扶助料の額は、この法律の規定により給すべき扶助料の額から当該遺族年金の額（遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、これらの者が受ける遺族年金の合算額）に相当する額を控除した額とする。但し、遺族年金の支給を受ける者のうちに、当該公務員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者がある場合においては、これに一万円を加算した額とする。

10 この法律施行前に死亡した公務員に關する改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附則（昭和二十九年六月三〇日法律第二〇〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律附則第二十項の規定による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）

4 公務員（公務員に準ずる者を含む。以下同じ。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項の規定により遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給に關する最短恩給年限に達しているときは、昭和二十八年四月（公務員が昭和二十八年四月一日以後死亡した場合においては、その死亡の日の属する月の翌月。以下本項において同じ。）分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改正するものとし、当該公務員が普通恩給に關する最短恩給年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給に關する最短恩給年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五条第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

5 法律第百五十五号附則第二十三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

6 前二項の規定により扶助料を給する場合において、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定により遺族年金の支給を受ける者があるときに給する扶助料の額は、この法律の規定により給すべき扶助料の額から当該遺族年金の額（遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、これらの者が受ける遺族年金の合算額）に相当する額を控除した額とする。但し、遺族年金の支給を受ける者のうちに、当該公務員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者がある場合においては、これに一万円を加算した額とする。

10 この法律施行前に死亡した公務員に關する改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改

七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十三年十二月三十一日」と、同法第十三条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十四年一月」と、同法第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十四年一月二日」とする。

3 改正後の遺族援護法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十三年十月分から昭和三十四年六月分までの第二款に係る障害年金の額は一万四千元、昭和三十三年十月分から昭和三十四年六月分までの第三款に係る障害年金の額は一万二千元とする。

4 昭和三十四年六月三十日まで支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の遺族援護法第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和三十三年十月分から昭和三十五年六月分までの遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「四万三千二百二十三元」と読み替えるものとする。

6 死亡した者の父又は母に支給する昭和三十三年十月分からの者が六十歳に達する日の属する月分までの遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「五万一千円」とあり、及び前項中「四万三千二百二十三元」とあるのは、「三万五千二百四十五円」と読み替えるものとする。ただし、昭和三十三年十月一日において不具廃疾である父若しくは母に支給する遺族年金又は父若しくは母が昭和三十三年十月二日以後において不具廃疾となつた日の属する月の翌月分以降の遺族年金の額を算出する場合には、この限りでない。

附則（昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号）抄

1 この法律は、国稅徵收法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。（公課の先取特權の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徵收金の先取特權の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に國稅徵收法第十二条第十二号に規定する強制換領手續による配当手續が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手續が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徵收金の先取特權の順位については、なお従前の例による。

附則（昭和三十六年六月一五日法律第一三四号）抄

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。（施行期日）

2 この法律による第二条第三項第一号の規定の改正により障害年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「改正法」という。）を適用する場合においては、第七条第三項及び第四項、第二十三条第二項並びに第二十五条第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第一条第三号及び第二十九条第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、第十三条第二項並びに第三十条第三項及び第五項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第二十五条第三項中「昭和三十四年一月二日」とあるのは「昭和三十六年十月二日」とする。（第八条第三項の改正に関する経過措置）

3 この法律の施行前に支給事由が生じた障害一時金の額については、改正法第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。（第二十四条第一項の改正に関する経過措置）

4 この法律による第二十四条第一項の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正法を適用する場合においては、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、同条第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第二十九条第二号中「昭和二十七年三月十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、同条第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、同条第三項及び第五項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」とする。

5 入夫婚姻による妻の父又は母に支給する昭和三十六年十月分からの者が六十歳に達する日の属する月分までの遺族年金の額を算出する場合には、第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「三万五千二百四十五円」と読み替えるものとする。ただし、昭和三十六年十月一日において不具廃疾である入夫婚姻による妻の父若しくは母に支給する遺族年金又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が昭和三十六年十月二日以後において不具廃疾となつた日の属する月の翌月分以降の遺族年金の額を算出する場合には、この限りでない。

6 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）、子及び孫のうち、この法律の施行前に入夫婚姻による妻の父又は母の養子となつたことにより、第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者は、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていと認められる場合を含む。）したことにより第三十一条第五号に該当した者

四 第二号の期間内にさらに養子となつたことにより第三十一条第五号又は第六号に該当した者

7 この法律による第二十四条第一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同条第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、「昭和三十一年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と読み替えるものとする。

附則（昭和三十七年五月一〇日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第八条第一項及び第四項並びに第二十六条の改正規定、第二条の規定、第三条中未帰還者留守家族等援護法（以下「留守家族援護法」という。）第八条の改正規定並びに附則第二項及び附則第四項から附則第九項までの規定は昭和二十七年十月一日から、第一条中遺族援護法第八条第三項の改正規定及び附則第三項の規定は昭和二十八年七月一日から施行し、改正後の留守家族援護法第十六条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）及び第十七条第一項の規定は昭和二十七年四月一日から、改正後の未帰還者に関する特別措置法第四条及び第五条の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の遺族援護法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第二款に係る障害年金の額は二万六千元、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第三款に係る障害年金の額は二万二千元とする。

3 昭和三十八年六月三十日まで支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の遺族援護法第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和三十七年十月分から昭和三十九年六月分までの遺族年金及び遺族給与金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「七万一千円」とあるのは、「六万一千円」と、同条第三項中「三万五千五百円」とあるのは「三万五百円」と読み替えるものとする。

5 前項中「昭和三十九年六月分」とあるのは、遺族年金を受ける者で、昭和三十八年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十八年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月分」と読み替えて、前項の規定を適用するものとする。

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行

日において不具廃疾である入夫婚姻による妻の父若しくは母に支給する遺族年金又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が昭和三十六年十月二日以後において不具廃疾となつた日の属する月の翌月分以降の遺族年金の額を算出する場合には、この限りでない。

軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）、子及び孫のうち、この法律の施行前に入夫婚姻による妻の父又は母の養子となつたことにより、第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者は、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていと認められる場合を含む。）したことにより第三十一条第五号に該当した者

四 第二号の期間内にさらに養子となつたことにより第三十一条第五号又は第六号に該当した者

7 この法律による第二十四条第一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同条第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、「昭和三十一年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と読み替えるものとする。

附則（昭和三十七年五月一〇日法律第一一五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第八条第一項及び第四項並びに第二十六条の改正規定、第二条の規定、第三条中未帰還者留守家族等援護法（以下「留守家族援護法」という。）第八条の改正規定並びに附則第二項及び附則第四項から附則第九項までの規定は昭和二十七年十月一日から、第一条中遺族援護法第八条第三項の改正規定及び附則第三項の規定は昭和二十八年七月一日から施行し、改正後の留守家族援護法第十六条第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）及び第十七条第一項の規定は昭和二十七年四月一日から、改正後の未帰還者に関する特別措置法第四条及び第五条の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の遺族援護法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第二款に係る障害年金の額は二万六千元、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第三款に係る障害年金の額は二万二千元とする。

3 昭和三十八年六月三十日まで支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の遺族援護法第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和三十七年十月分から昭和三十九年六月分までの遺族年金及び遺族給与金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「七万一千円」とあるのは、「六万一千円」と、同条第三項中「三万五千五百円」とあるのは「三万五百円」と読み替えるものとする。

5 前項中「昭和三十九年六月分」とあるのは、遺族年金を受ける者で、昭和三十八年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十八年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月分」と読み替えて、前項の規定を適用するものとする。

前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を專屬管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施

行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十八年四月一日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第一項及び第二項、第三条、第四条第四項、第二十三条第一項第三号並びに第三十四条第二項及び第三項の規定の改正により軍人軍属若しくは軍人軍属であった者の遺族たるによる弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律

による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、同法第七条第一項及び第二項、第二十三条第一項第三号、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項並びに第三十八条第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十一年十月一日」と、同法第三十一条第二号、第二十九条第二号、第三十六条第一項第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十一年九月三十日」と、同法第三十三条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十一年十月」と、同法第二十五条第一項、第三十六条第二項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十一年十月二日」と、同法第三十六条第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和三十一年十月二日」とする。

2 この法律による遺族援護法第二条、第四条第四項第二号、第二十五条第三項及び第三十四条の規定の改正により準軍属たるによる障害年金、遺族給与金又は準軍属若しくは準軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、同法第七条第三項及び第四項、第二十三条第二項第三号並びに第二十五条第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」と、同法第三十一条第三号及び第二十九条第三号中「昭和三十一年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十一年九月三十日」と、同法第三十三条第二項及び第三十条第三項中「昭和三十一年一月」とあるのは「昭和三十一年十月」と、同法第二十五条第三項中「昭和三十一年一月二日」とあるのは「昭和三十一年十月二日」と、同法第三十六条第一項第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十一年九月三十日」と、同法第三十六条第二項及び第三十八条第三号並びに第三十八条第二号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十一年十月一日」と、同法第三十六条第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和三十一年十月二日」と、同法第三十六条第二項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十一年十月二日」とする。

3 第一条の規定の施行の際現に準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により同一の事由による軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金を受ける権利を有するに至つたものは、第一条の規定の施行の際、準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金を受ける権利を失う。ただし、その遺族年金が後順位者として受ける遺族年金であるときは、その者は、すべての先順位者が遺族年金を受ける権利を失つた時に遺族給与金を受ける権利を失う。

4 前項の者には、その者が遺族給与金の支給を受けることができる間、同一の事由による後順位者としての遺族年金は、支給しない。

5 第三項の者が準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金を受ける権利を失うと同時に、軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金を受ける権利を取得した場合においては、その取得した権利の裁定がある日の属する月分までの分として支給された準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金は、軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金の内払とみなす。

6 この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により先順位者としての遺族年金を受ける権利を有するに至つた者で、他に同一の事由による遺族給与金を受ける権利を有する者があるものに支給する遺族年金の額を算出する場合には、同法第二十六条第一項第一号及び第二号中「七万一千円」とあるのは「七万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第一百五号）附則第四項中「六万一千円」とあるのは「六万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と、同法附則第六項中「五万一千円」とあるのは「五万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と読み替へるものとする。

7 死亡した者の死亡に関しその遺族がこの法律による改正前の遺族援護法第三十四条第五項から第七項までの規定の適用により弔慰金を受ける権利を取得した場合における当該死亡した者に係る軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金については、同法第三十七条第一項中「五万円」とあるのは、「二万円」と読み替へるものとする。

8 この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を

三 離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻した者

2 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めたことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者（この法律による遺族援護法の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父及び祖母にあつては、死亡した者の死亡の当時その者と同一戸籍内にあつた者を除く。）を含む。）で、遺族援護法の施行の日の前日において、離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをしていゝものは、この法律の施行の際、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 婚姻した日以後この法律の施行前に遺族援護法第三十一条第二号又は第四号に該当した者

二 離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後に、さらに婚姻により氏を改めた者

3 前二項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合には、附則第二条第一項の規定を準用する。

4 第一項及び第二項の規定により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十三号	昭和三十三年十月三十一日	昭和三十三年十月三十一日
第二十四号	昭和三十三年十一月三十日	昭和三十三年十一月三十日
第二十五号	昭和三十三年十二月十日	昭和三十三年十二月十日
第二十六号	昭和三十三年十二月二十日	昭和三十三年十二月二十日
第二十七号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和三十三年十二月三十一日
第二十八号	昭和三十四年一月十日	昭和三十四年一月十日
第二十九号	昭和三十四年一月二十日	昭和三十四年一月二十日
第三十号	昭和三十四年一月三十一日	昭和三十四年一月三十一日
第三十一号	昭和三十四年二月十日	昭和三十四年二月十日
第三十二号	昭和三十四年二月二十日	昭和三十四年二月二十日
第三十三号	昭和三十四年二月三十一日	昭和三十四年二月三十一日
第三十四号	昭和三十四年三月十日	昭和三十四年三月十日
第三十五号	昭和三十四年三月二十日	昭和三十四年三月二十日
第三十六号	昭和三十四年三月三十一日	昭和三十四年三月三十一日
第三十七号	昭和三十四年四月十日	昭和三十四年四月十日
第三十八号	昭和三十四年四月二十日	昭和三十四年四月二十日
第三十九号	昭和三十四年四月三十一日	昭和三十四年四月三十一日
第四十号	昭和三十四年五月十日	昭和三十四年五月十日
第四十一号	昭和三十四年五月二十日	昭和三十四年五月二十日
第四十二号	昭和三十四年五月三十一日	昭和三十四年五月三十一日
第四十三号	昭和三十四年六月十日	昭和三十四年六月十日
第四十四号	昭和三十四年六月二十日	昭和三十四年六月二十日
第四十五号	昭和三十四年六月三十一日	昭和三十四年六月三十一日
第四十六号	昭和三十四年七月十日	昭和三十四年七月十日
第四十七号	昭和三十四年七月二十日	昭和三十四年七月二十日
第四十八号	昭和三十四年七月三十一日	昭和三十四年七月三十一日
第四十九号	昭和三十四年八月十日	昭和三十四年八月十日
第五十号	昭和三十四年八月二十日	昭和三十四年八月二十日
第五十一号	昭和三十四年八月三十一日	昭和三十四年八月三十一日
第五十二号	昭和三十四年九月十日	昭和三十四年九月十日
第五十三号	昭和三十四年九月二十日	昭和三十四年九月二十日
第五十四号	昭和三十四年九月三十一日	昭和三十四年九月三十一日
第五十五号	昭和三十四年十月十日	昭和三十四年十月十日
第五十六号	昭和三十四年十月二十日	昭和三十四年十月二十日
第五十七号	昭和三十四年十月三十一日	昭和三十四年十月三十一日
第五十八号	昭和三十四年十一月十日	昭和三十四年十一月十日
第五十九号	昭和三十四年十一月二十日	昭和三十四年十一月二十日
第六十号	昭和三十四年十一月三十一日	昭和三十四年十一月三十一日
第六十一号	昭和三十四年十二月十日	昭和三十四年十二月十日
第六十二号	昭和三十四年十二月二十日	昭和三十四年十二月二十日
第六十三号	昭和三十四年十二月三十一日	昭和三十四年十二月三十一日
第六十四号	昭和三十五年一月十日	昭和三十五年一月十日
第六十五号	昭和三十五年一月二十日	昭和三十五年一月二十日
第六十六号	昭和三十五年一月三十一日	昭和三十五年一月三十一日
第六十七号	昭和三十五年二月十日	昭和三十五年二月十日
第六十八号	昭和三十五年二月二十日	昭和三十五年二月二十日
第六十九号	昭和三十五年二月三十一日	昭和三十五年二月三十一日
第七十号	昭和三十五年三月十日	昭和三十五年三月十日
第七十一号	昭和三十五年三月二十日	昭和三十五年三月二十日
第七十二号	昭和三十五年三月三十一日	昭和三十五年三月三十一日
第七十三号	昭和三十五年四月十日	昭和三十五年四月十日
第七十四号	昭和三十五年四月二十日	昭和三十五年四月二十日
第七十五号	昭和三十五年四月三十一日	昭和三十五年四月三十一日
第七十六号	昭和三十五年五月十日	昭和三十五年五月十日
第七十七号	昭和三十五年五月二十日	昭和三十五年五月二十日
第七十八号	昭和三十五年五月三十一日	昭和三十五年五月三十一日
第七十九号	昭和三十五年六月十日	昭和三十五年六月十日
第八十号	昭和三十五年六月二十日	昭和三十五年六月二十日
第八十一号	昭和三十五年六月三十一日	昭和三十五年六月三十一日
第八十二号	昭和三十五年七月十日	昭和三十五年七月十日
第八十三号	昭和三十五年七月二十日	昭和三十五年七月二十日
第八十四号	昭和三十五年七月三十一日	昭和三十五年七月三十一日
第八十五号	昭和三十五年八月十日	昭和三十五年八月十日
第八十六号	昭和三十五年八月二十日	昭和三十五年八月二十日
第八十七号	昭和三十五年八月三十一日	昭和三十五年八月三十一日
第八十八号	昭和三十五年九月十日	昭和三十五年九月十日
第八十九号	昭和三十五年九月二十日	昭和三十五年九月二十日
第九十号	昭和三十五年九月三十一日	昭和三十五年九月三十一日
第九十一号	昭和三十五年十月十日	昭和三十五年十月十日
第九十二号	昭和三十五年十月二十日	昭和三十五年十月二十日
第九十三号	昭和三十五年十月三十一日	昭和三十五年十月三十一日
第九十四号	昭和三十五年十一月十日	昭和三十五年十一月十日
第九十五号	昭和三十五年十一月二十日	昭和三十五年十一月二十日
第九十六号	昭和三十五年十一月三十一日	昭和三十五年十一月三十一日
第九十七号	昭和三十五年十二月十日	昭和三十五年十二月十日
第九十八号	昭和三十五年十二月二十日	昭和三十五年十二月二十日
第九十九号	昭和三十五年十二月三十一日	昭和三十五年十二月三十一日
第一百号	昭和三十六年一月十日	昭和三十六年一月十日
第一百零一号	昭和三十六年一月二十日	昭和三十六年一月二十日
第一百零二号	昭和三十六年一月三十一日	昭和三十六年一月三十一日
第一百零三号	昭和三十六年二月十日	昭和三十六年二月十日
第一百零四号	昭和三十六年二月二十日	昭和三十六年二月二十日
第一百零五号	昭和三十六年二月三十一日	昭和三十六年二月三十一日
第一百零六号	昭和三十六年三月十日	昭和三十六年三月十日
第一百零七号	昭和三十六年三月二十日	昭和三十六年三月二十日
第一百零八号	昭和三十六年三月三十一日	昭和三十六年三月三十一日
第一百零九号	昭和三十六年四月十日	昭和三十六年四月十日
第一百一十号	昭和三十六年四月二十日	昭和三十六年四月二十日
第一百一十一号	昭和三十六年四月三十一日	昭和三十六年四月三十一日
第一百一十二号	昭和三十六年五月十日	昭和三十六年五月十日
第一百一十三号	昭和三十六年五月二十日	昭和三十六年五月二十日
第一百一十四号	昭和三十六年五月三十一日	昭和三十六年五月三十一日
第一百一十五号	昭和三十六年六月十日	昭和三十六年六月十日
第一百一十六号	昭和三十六年六月二十日	昭和三十六年六月二十日
第一百一十七号	昭和三十六年六月三十一日	昭和三十六年六月三十一日
第一百一十八号	昭和三十六年七月十日	昭和三十六年七月十日
第一百一十九号	昭和三十六年七月二十日	昭和三十六年七月二十日
第一百二十号	昭和三十六年七月三十一日	昭和三十六年七月三十一日
第一百二十一号	昭和三十六年八月十日	昭和三十六年八月十日
第一百二十二号	昭和三十六年八月二十日	昭和三十六年八月二十日
第一百二十三号	昭和三十六年八月三十一日	昭和三十六年八月三十一日
第一百二十四号	昭和三十六年九月十日	昭和三十六年九月十日
第一百二十五号	昭和三十六年九月二十日	昭和三十六年九月二十日
第一百二十六号	昭和三十六年九月三十一日	昭和三十六年九月三十一日
第一百二十七号	昭和三十六年十月十日	昭和三十六年十月十日
第一百二十八号	昭和三十六年十月二十日	昭和三十六年十月二十日
第一百二十九号	昭和三十六年十月三十一日	昭和三十六年十月三十一日
第一百三十号	昭和三十六年十一月十日	昭和三十六年十一月十日
第一百三十一号	昭和三十六年十一月二十日	昭和三十六年十一月二十日
第一百三十二号	昭和三十六年十一月三十一日	昭和三十六年十一月三十一日
第一百三十三号	昭和三十六年十二月十日	昭和三十六年十二月十日
第一百三十四号	昭和三十六年十二月二十日	昭和三十六年十二月二十日
第一百三十五号	昭和三十六年十二月三十一日	昭和三十六年十二月三十一日
第一百三十六号	昭和三十七年一月十日	昭和三十七年一月十日
第一百三十七号	昭和三十七年一月二十日	昭和三十七年一月二十日
第一百三十八号	昭和三十七年一月三十一日	昭和三十七年一月三十一日
第一百三十九号	昭和三十七年二月十日	昭和三十七年二月十日
第一百四十号	昭和三十七年二月二十日	昭和三十七年二月二十日
第一百四十一号	昭和三十七年二月三十一日	昭和三十七年二月三十一日
第一百四十二号	昭和三十七年三月十日	昭和三十七年三月十日
第一百四十三号	昭和三十七年三月二十日	昭和三十七年三月二十日
第一百四十四号	昭和三十七年三月三十一日	昭和三十七年三月三十一日
第一百四十五号	昭和三十七年四月十日	昭和三十七年四月十日
第一百四十六号	昭和三十七年四月二十日	昭和三十七年四月二十日
第一百四十七号	昭和三十七年四月三十一日	昭和三十七年四月三十一日
第一百四十八号	昭和三十七年五月十日	昭和三十七年五月十日
第一百四十九号	昭和三十七年五月二十日	昭和三十七年五月二十日
第一百五十号	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日
第一百五十一号	昭和三十七年六月十日	昭和三十七年六月十日
第一百五十二号	昭和三十七年六月二十日	昭和三十七年六月二十日
第一百五十三号	昭和三十七年六月三十一日	昭和三十七年六月三十一日
第一百五十四号	昭和三十七年七月十日	昭和三十七年七月十日
第一百五十五号	昭和三十七年七月二十日	昭和三十七年七月二十日
第一百五十六号	昭和三十七年七月三十一日	昭和三十七年七月三十一日
第一百五十七号	昭和三十七年八月十日	昭和三十七年八月十日
第一百五十八号	昭和三十七年八月二十日	昭和三十七年八月二十日
第一百五十九号	昭和三十七年八月三十一日	昭和三十七年八月三十一日
第一百六十号	昭和三十七年九月十日	昭和三十七年九月十日
第一百六十一号	昭和三十七年九月二十日	昭和三十七年九月二十日
第一百六十二号	昭和三十七年九月三十一日	昭和三十七年九月三十一日
第一百六十三号	昭和三十七年十月十日	昭和三十七年十月十日
第一百六十四号	昭和三十七年十月二十日	昭和三十七年十月二十日
第一百六十五号	昭和三十七年十月三十一日	昭和三十七年十月三十一日
第一百六十六号	昭和三十七年十一月十日	昭和三十七年十一月十日
第一百六十七号	昭和三十七年十一月二十日	昭和三十七年十一月二十日
第一百六十八号	昭和三十七年十一月三十一日	昭和三十七年十一月三十一日
第一百六十九号	昭和三十七年十二月十日	昭和三十七年十二月十日
第一百七十号	昭和三十七年十二月二十日	昭和三十七年十二月二十日
第一百七十一号	昭和三十七年十二月三十一日	昭和三十七年十二月三十一日
第一百七十二号	昭和三十八年一月十日	昭和三十八年一月十日
第一百七十三号	昭和三十八年一月二十日	昭和三十八年一月二十日
第一百七十四号	昭和三十八年一月三十一日	昭和三十八年一月三十一日
第一百七十五号	昭和三十八年二月十日	昭和三十八年二月十日
第一百七十六号	昭和三十八年二月二十日	昭和三十八年二月二十日
第一百七十七号	昭和三十八年二月三十一日	昭和三十八年二月三十一日
第一百七十八号	昭和三十八年三月十日	昭和三十八年三月十日
第一百七十九号	昭和三十八年三月二十日	昭和三十八年三月二十日
第一百八十号	昭和三十八年三月三十一日	昭和三十八年三月三十一日
第一百八十一号	昭和三十八年四月十日	昭和三十八年四月十日
第一百八十二号	昭和三十八年四月二十日	昭和三十八年四月二十日
第一百八十三号	昭和三十八年四月三十一日	昭和三十八年四月三十一日
第一百八十四号	昭和三十八年五月十日	昭和三十八年五月十日
第一百八十五号	昭和三十八年五月二十日	昭和三十八年五月二十日
第一百八十六号	昭和三十八年五月三十一日	昭和三十八年五月三十一日
第一百八十七号	昭和三十八年六月十日	昭和三十八年六月十日
第一百八十八号	昭和三十八年六月二十日	昭和三十八年六月二十日
第一百八十九号	昭和三十八年六月三十一日	昭和三十八年六月三十一日
第一百九十号	昭和三十八年七月十日	昭和三十八年七月十日
第一百九十一号	昭和三十八年七月二十日	昭和三十八年七月二十日
第一百九十二号	昭和三十八年七月三十一日	昭和三十八年七月三十一日
第一百九十三号	昭和三十八年八月十日	昭和三十八年八月十日
第一百九十四号	昭和三十八年八月二十日	昭和三十八年八月二十日
第一百九十五号	昭和三十八年八月三十一日	昭和三十八年八月三十一日
第一百九十六号	昭和三十八年九月十日	昭和三十八年九月十日
第一百九十七号	昭和三十八年九月二十日	昭和三十八年九月二十日
第一百九十八号	昭和三十八年九月三十一日	昭和三十八年九月三十一日
第一百九十九号	昭和三十八年十月十日	昭和三十八年十月十日
第二百号	昭和三十八年十月二十日	昭和三十八年十月二十日
第二百零一号	昭和三十八年十月三十一日	昭和三十八年十月三十一日
第二百零二号	昭和三十八年十一月十日	昭和三十八年十一月十日
第二百零三号	昭和三十八年十一月二十日	昭和三十八年十一月二十日
第二百零四号	昭和三十八年十一月三十一日	昭和三十八年十一月三十一日
第二百零五号	昭和三十八年十二月十日	昭和三十八年十二月十日
第二百零六号	昭和三十八年十二月二十日	昭和三十八年十二月二十日
第二百零七号	昭和三十八年十二月三十一日	昭和三十八年十二月三十一日
第二百零八号	昭和三十九年一月十日	昭和三十九年一月十日
第二百零九号	昭和三十九年一月二十日	昭和三十九年一月二十日
第二百一十号	昭和三十九年一月三十一日	昭和三十九年一月三十一日
第二百一十一号	昭和三十九年二月十日	昭和三十九年二月十日
第二百一十二号	昭和三十九年二月二十日	昭和三十九年二月二十日
第二百一十三号	昭和三十九年二月三十一日	昭和三十九年二月三十一日
第二百一十四号	昭和三十九年三月十日	昭和三十九年三月十日
第二百一十五号	昭和三十九年三月二十日	昭和三十九年三月二十日
第二百一十六号	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年三月三十一日
第二百一十七号	昭和三十九年四月十日	昭和三十九年四月十日
第二百一十八号	昭和三十九年四月二十日	昭和三十九年四月二十日
第二百一十九号	昭和三十九年四月三十一日	昭和三十九年四月三十一日
第二百二十号	昭和三十九年五月十日	昭和三十九年五月十日
第二百二十一号	昭和三十九年五月二十日	昭和三十九年五月二十日
第二百二十二号	昭和三十九年五月三十一日	昭和三十九年五月三十一日
第二百二十三号	昭和三十九年六月十日	昭和三十九年六月十日
第二百二十四号	昭和三十九年六月二十日	昭和三十九年六月二十日
第二百二十五号	昭和三十九年六月三十一日	昭和三十九年六月三十一日
第二百二十六号	昭和三十九年七月十日	昭和三十九年七月十日
第二百二十七号	昭和三十九年七月二十日	昭和三十九年七月二十日
第二百二十八号	昭和三十九年七月三十一日	昭和三十九年七月三十一日
第二百二十九号	昭和三十九年八月十日	昭和三十九年八月十日
第二百三十号	昭和三十九年八月二十日	昭和三十九年八月二十日
第二百三十一号	昭和三十九年八月三十一日	昭和三十九年八月三十一日
第二百三十二号	昭和三十九年九月十日	昭和三十九年九月十日
第二百三十三号	昭和三十九年九月二十日	昭和三十九年九月二十日
第二百三十四号	昭和三十九年九月三十一日	昭和三十九年九月三十一日
第二百三十五号	昭和三十九年十月十日	昭和三十九年十月十日
第二百三十六号	昭和三十九年十月二十日	昭和三十九年十月二十日
第二百三十七号	昭和三十九年十月三十一日	昭和三十九年十月三十一日
第二百三十八号	昭和三十九年十一月十日	昭和三十九年十一月十日
第二百三十九号	昭和三十九年十一月二十日	昭和三十九年十一月二十日
第二百四十号	昭和三十九年十一月三十一日	昭和三十九年十一月三十一日
第二百四十一号	昭和三十九年十二月十日	昭和三十九年十二月十日
第二百四十二号	昭和三十九年十二月二十日	昭和三十九年十二月二十日
第二百四十三号	昭和三十九年十二月三十一日	昭和三十九年十二月三十一日
第二百四十四号	昭和四十年一月十日	昭和四十年一月十日
第二百四十五号	昭和四十年一月二十日	昭和四十年一月二十日
第二百四十六号	昭和四十年一月三十一日	昭和四十年一月三十一日
第二百四十七号	昭和四十年二月十日	昭和四十年二月十日
第二百四十八号	昭和四十年二月二十日	昭和四十年二月二十日
第二百四十九号	昭和四十年二月三十一日	昭和四十年二月三十一日
第二百五十号	昭和四十年三月十日	昭和四十年三月十日
第二百五十一号	昭和四十年三月二十日	昭和四十年三月二十日
第二百五十二号	昭和四十年三月三十一日	昭和四十年三月三十一日
第二百五十三号	昭和四十年四月十日	昭和四十年四月十日
第二百五十四号	昭和四十年四月二十日	昭和四十年四月二十日
第二百五十五号	昭和四十年四月三十一日	昭和四十年四月三十一日
第二百五十六号	昭和四十年五月十日	昭和四十年五月十日
第二百五十七号	昭和四十年五月二十日	昭和四十年五月二十日
第二百五十八号	昭和四十年五月三十一日	昭和四十年五月三十一日
第二百五十九号	昭和四十年六月十日	昭和四十年六月十日
第二百六十号	昭和四十年六月二十日	昭和四十年六月二十日
第二百六十一号	昭和四十年六月三十一日	昭和四十年六月三十一日
第二百六十二号	昭和四十年七月十日	昭和四十年七月十日
第二百六十三号	昭和四十年七月二十日	昭和四十年七月二十日
第二百六十四号	昭和四十年七月三十一日	昭和四十年七月三十一日
第二百六十五号	昭和四十年八月十日	昭和四十年八月十日
第二百六十六号	昭和四十年八月二十日	昭和四十年八月二十日
第二百六十七号	昭和四十年八月三十一日	昭和四十年八月三十一日
第二百六十八号	昭和四十年九月十日	昭和四十年九月十日
第二百六十九号	昭和四十年九月二十日	昭和四十年九月二十日
第二百七十号	昭和四十年九月三十一日	昭和四十年九月三十一日
第二百七十一号	昭和四十年十月十日	昭和四十年十月十日
第二百七十二号	昭和四十年十月二十日	昭和四十年十月二十日
第二百七十三号	昭和四十年十月三十一日	昭和四十年十月三十一日
第二百七十四号	昭和四十年十一月十日	昭和四十年十一月十日
第二百七十五号	昭和四十年十一月二十日	昭和四十年十一月二十日
第二百七十六号	昭和四十年十一月三十一日	昭和四十年十一月三十一日
第二百七十七号	昭和四十年十二月十日	昭和四十年十二月十日
第二百七十八号	昭和四十年十二月二十日	昭和四十年十二月二十日
第二百七十九号	昭和四十年十二月三十一日	昭和四十年十二月三十一日
第二百八十号	昭和四十一年一月十日	昭和四十一年一月十日
第二百八十一号	昭和四十一年一月二十日	昭和四十一年一月二十日
第二百八十二号	昭和四十一年一月三十一日	昭和四十一年一月三十一日
第二百八十三号	昭和四十一年二月十日	昭和四十一年二月十日
第二百八十四号	昭和四十一年二月二十日	昭和四十一年二月二十日
第二百八十五号	昭和四十一年二月三十一日	昭和四十一年二月三十一日
第二百八十六号	昭和四十一年三月十日	昭和四十一年三月十日
第二百八十七号	昭和四十一年三月二十日	昭和四十一年三月二十日
第二百八十八号	昭和四十一年三月三十一日	昭和四十一年三月三十一日
第二百八十九号	昭和四十一年四月十日	昭和四十一年四月十日
第二百九十号	昭和四十一年四月二十日	昭和四十一年四月二十日
第二百九十一号	昭和四十一年四月三十一日	昭和四十一年四月三十一日
第二百九十二号	昭和四十一年五月十日	昭和四十一年五月十日
第二百九十三号	昭和四十一年五月二十日	昭和四十一年五月二十日
第二百九十四号	昭和四十一年五月三十一日	昭和四十一年五月三十一日
第二百九十五号	昭和四十一年六月十日	昭和四十一年六月十日
第二百九十六号	昭和四十一年六月二十日	昭和四十一年六月二十日
第二百九十七号	昭和四十一年六月三十一日	昭和四十一年六月三十一日
第二百九十八号	昭和四十一年七月十日	昭和四十一年七月十日
第二百九十九号	昭和四十一年七月二十日	昭和四十一年七月二十日
第三百号	昭和四十一年七月三十一日	昭和四十一年七月三十一日
第三百零一号	昭和四十一年八月十日	昭和四十一年八月十日
第三百零二号	昭和四十一年八月二十日	昭和四十一年八月二十日
第三百零三号	昭和四十一年八月三十一日	昭和四十一年八月三十一日
第三百零四号	昭和四十一年九月十日	昭和四十一年九月十日
第三百零五号	昭和四十一年九月二十日	昭和四十一年九月二十日

(施行期日等)
第一条 この法律中、第二条、第四条、第五条

(戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く。)、第六条及び第八条の規定並びに附則第十三条及び附則第十五条から附則第十七条までの規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十九号) 附則第十三条の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法第二条第一項第一号及び第二条の規定並びに附則第十三条及び附則第十六条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第一号、第七条、第二十四条、第三十五条及び第三十九条の三の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第一項及び第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第二十三條第一項第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第二十五條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第三十條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第三十八條第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第七條第一項及び第二項	同日	昭和四十一年十月一日
第三十九條の六第二項	同日	昭和四十一年十月一日
第七條第三項及び第四項	昭和三十四年十月一日	昭和四十一年十月一日
第十三條第二項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十三條第二項第三号	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日

第三十條第三項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十三條第一項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十三條第二項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十五條第一項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六條第二項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十八條第三号	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十五條第三項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十九條第一項第二号	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十八條第二号	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十條第三項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六條第一項第二号	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十九條の四第二項	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十九條の六	昭和三十一年一月一日	昭和四十一年十月一日

第三条 この法律による改正前の遺族援護法第七條第一項各号又は第三項各号に規定する日が昭和四十一年十月一日前であつた者に係る不具廃疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、なお従前の例による。

第四条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金(死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。)の額を算出する場合に、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第四項中「二万四千四百円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替へるものとする。

月分	年齢の区分
昭和三十一年一月一日	六十歳未満
昭和四十一年十月一日	六十歳以上六十歳未満

昭和四十一年十月一日から昭和四十一年十月一日までの間、遺族給与金の支給を受けることができる者(以下同じ。)は、前項ただし書の規定を適用しない。

第五條 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の施行の日(死亡した者の死亡の日が同日以後であるときは、その死亡の日。以下同じ。)以後婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。)したことにより、遺族援護法第二十九條の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者(旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の夫又は妻を除くものとし、この法律による同法第二条第三項第一号の規定の改正により遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることのできない者を含む。)であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復した者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと同法第四条第一項に規定する審議会等が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- 一 婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号に該当した者
- 二 前号の期間内に養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号に該当した者(当該婚姻の相手方の直系尊属の養子となつた者を除く。)
- 三 当該婚姻の相手方が死亡した後に、更に婚姻した者
- 四 昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法(大正十二年法律第四十八号)その他の法令(条例を含む。以下同じ。)により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者

前項第二号に該当する配偶者のうち、この法律による改正後の遺族援護法第二十四条第三項各号に掲げる者(同項ただし書の規定に該当する者に限る。)であつて、同法第四条第一項に規定する審議会等が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものの養子となつた者については、当該縁組に関しては、前項ただし書の規定を適用しない。

第六條 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めたことにより、遺族援護法第二十九條の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者(旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父及び祖母にあつては死亡した者の死亡の当時その者と同一戸籍内にあつたものを除くものとし、この法律による同法第二条第三項第一号の規定の改正により遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることのできない者を含む。)であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復した者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと同法第四条第一項に規定する審議会等が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

2 この法律による遺族援護法第二十四条の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻により氏を改めたことにより同法第二十九條の規定により当該遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることのできない者であつて、同法の施行の日の前日において当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復した者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていた者と同視すべきものと同法第四条第一項に規定する審議会等が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者には、適用しない。
一 婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号又は第四号に該当した者

二 当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに婚姻により氏を改めた者
 三 昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者

第七條 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者、子及び孫のうち、昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正後の遺族援護法第二十四条第三項各号のいずれかに該当する者（同項ただし書の規定に該当する者に限る。）の養子となつたことにより、この法律による改正前の同法第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者であつて、その者の養親となつた者につき死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと同法第四條第一項に規定する審議会等が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- 一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者
- 二 養子となつた日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者
- 三 前号の期間内に婚姻したことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号又は第六号に該当した者
- 四 第二号の期間内に更に養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号又は第六号に該当した者

第八條 遺族援護法第三十九条の第二項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻した者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていいた者と同視すべきものと同法第四條第一項に規定する審議会等が議決したものは、（当該婚姻の相手方が死亡した後に更に婚姻した者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族たることにより恩給法その

他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に關しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。
 2 遺族援護法第三十九条の第二項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めた者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていいた者と同視すべきものと同法第四條第一項に規定する審議会等が議決したものは、（当該婚姻の相手方が死亡した後更に婚姻により氏を改めた者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に關しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に關しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。
 2 遺族援護法第三十九条の第二項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めた者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復していた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしていいた者と同視すべきものと同法第四條第一項に規定する審議会等が議決したものは、（当該婚姻の相手方が死亡した後更に婚姻により氏を改めた者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に關しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

第九條 前四條の規定により遺族年金、遺族給与金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二條の規定を準用する。

- 3 前二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十月一日前に死亡した者の死亡に關し、遺族一時金の支給を受ける権利を有する者がある場合における遺族一時金の支給については、なお従前の例による。
- 第十條 前四條の規定による遺族年金、遺族給与金及び第三十五條の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二條第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同法第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは、「昭和四十一年十月」と、「昭和三十一年一月一日」とあるのは、「昭和四十一年十月一日」と読み替へるものとする。

第十二條 この法律による遺族援護法第二條第三項第一号並びに第七條第三項及び第四項の規定の改正により同条に規定する障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律

第九号）第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同法第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。
 （戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十四條 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二條の規定を準用する。

（施行期日）
第一條 この法律中、第三條から第五條までの規定及び附則第七條の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。
 2 次の各号に掲げる規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。
 一 略
 二 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八号）以下「法律第八号」という。）附則第十二條（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）
第二條 昭和四十一年九月三十日までに支給事由の生じたこの法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第七條の規定による障害一時金の支給については、なお従前の例による。

第三條 昭和四十一年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の遺族援護法第八條第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四條 この法律による改正前の遺族援護法第七條の規定により障害年金又は障害一時金を受ける権利を取得した者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、昭和四十一年十月一日において当該障害年金又は障害一時金の支給事由となつた負傷又は疾病による障害の状態が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三（第四款症及び第五款症を除く。）に定める程度であるものは、障害年金を受ける権利を取得するものとする。

一 障害一時金を受ける権利を取得した日以後昭和四十一年十月一日前に日本の国籍を失わなかつた者
 二 遺族援護法第九條第一項の規定により附された期限が到来し、この法律による改正前の同法第七條第一項ただし書又は同法第三項ただし書の規定に該当したため同法第九條第二項の規定により引き続き障害年金を受けることができなかつた者であつて、当該期限が到来した日以後昭和四十一年十月一日前に日本の国籍を失わなかつたもの
 三 この法律による改正前の遺族援護法第七條第一項ただし書又は同法第三項ただし書の規定に該当したため同法第十四條の規定により障害年金を失つた日以後昭和四十一年十月一日前に日本の国籍を失わなかつたもの
 2 前項の障害年金については、この法律による改正後の遺族援護法第七條第五項の規定を適用しない。
 3 第一項の障害年金は、昭和四十一年十月分から支給する。

第五條 この法律による遺族援護法第二十五條並びに第三十四條第二項及び第三項の規定の改正により遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五條第一項	昭和二十七年	昭和四十二年
第三十條第一項	昭和四一年	十月一日
第三十六條第一項	第二号、第四号及び第六号並びに第二号	
第三十八條第三号	第三号	
第三十五條第一項	昭和二十七年	昭和四十二年
第三十六條第二項	昭和四二年	十月二日
第三十八條第三号	第三号	
第二十五條第三項	昭和三十四年	昭和四十二年
	一月一日	十月一日

附則（昭和四十六年二月三十一日法律第一三〇号）抄

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（昭和四十七年五月二十九日法律第三十九号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四条の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

Table with 3 columns: Law Item, Date, Date. Contains items 1 through 11 regarding amendments to the Act on Welfare of Families of War-Casualties and Deceased.

第三十六條第一項 昭和四十七年四月二日
第三十六條第二項 昭和四十七年四月二日
第三十八條第三号 昭和四十七年四月二日
第三十九條の四第二項 昭和四十七年四月二日
第三十九條の六 昭和四十七年四月二日
第三十九條の六第二項 昭和四十七年四月二日

2 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」と、同条第二項第一号中「二十一万六千円」とあるのは「十九万五千八百四十円」と、「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」とする。

3 この法律による遺族援護法第七条の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。

附則（昭和四十八年七月二日法律第六十四号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二十三条の規定の改正により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

Table with 3 columns: Law Item, Date, Date. Contains items 1 through 3 regarding amendments to the Act on Welfare of Families of War-Casualties and Deceased.

第二十五條第三項 昭和四十八年十一月一日
第二十九條第一項 昭和四十八年三月三十一日
第二十九條及び第一項 昭和四十八年三月三十一日
第二十九條第一項 昭和四十八年三月三十一日
第三十條第一項 昭和四十八年三月三十一日
第三十條第三項 昭和四十八年三月三十一日

2 この法律による遺族援護法第七条の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。

附則（昭和四十九年五月二〇日法律第五一号）抄

1 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定、第五條中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の改正規定並びに附則第四項の規定は公布の日から、第四條、第六條及び第七條の規定は同年十月一日から施行する。

3 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法第二條第三項第七号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

Table with 3 columns: Law Item, Date, Date. Contains items 1 through 3 regarding amendments to the Act on Welfare of Families of War-Casualties and Deceased.

第二十三條第二項第三号 昭和四十九年九月一日
第二十五條第三項 昭和四十九年九月一日
第七條第九項 昭和四十九年九月一日
第十三條第一項第三号 昭和四十九年九月一日
第十一條第三号 昭和四十九年九月一日
第二十九條第一項第三号及び第四号 昭和四十九年九月一日
第十一條第三号 昭和四十九年九月一日

第十三條第一項第二号 昭和四十九年九月一日
第十三條第三項 昭和四十九年九月一日
第二十五條第三項 昭和四十九年九月一日
第三十條第三項 昭和四十九年九月一日
第三十六條第一項第一号 昭和四十九年九月一日
第三十八條第二号 昭和四十九年九月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第五号並びに第二項、第三十八條第三号 昭和四十九年九月一日
第三十六條第一項第一号第二号 昭和四十九年九月一日

附則（昭和四十九年六月二七日法律第一〇〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第一〇〇号）抄

1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第三条中未帰還者留守家族等援護

Table with 3 columns: Law Item, Date, Date. Contains items 1 through 3 regarding amendments to the Act on Welfare of Families of War-Casualties and Deceased.

法第十五条、第十六条第一項及び第十七条第一項の改正規定並びに第七条及び第八条並びに次項及び附則第三項の規定は同年四月一日から、第二条及び第四条の規定は昭和五十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十一年五月一日法律第二二二号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二十三条第一項及び第二項、第二十五条第一項第一号並びに第三十九条の二第一項第一号及び第三号の規定の改正により遺族年金、遺族給付金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

Table with 2 columns: Item (e.g., 第二十五条第一項, 第三十条第一項) and Date (e.g., 昭和二十七年四月一日, 昭和二十七年四月一日).

Table with 2 columns: Item (e.g., 第三十九条の六, 第三十九条の六) and Date (e.g., 昭和三十九年十月一日, 昭和四十一年七月一日).

(遺族年金等の支給の特例)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十九号)附則第三条第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「遺族援護法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の施行の日」と読み替えてこれらの規定を適用したとするならば、遺族援護法による遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を取得して引き続き昭和五十一年七月一日までその権利を有することとなる者には、当該遺族年金又は遺族給付金を支給する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十号)附則第五條第一項並びに附則第六條第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「同法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の施行の日」と読み替えてこれらの規定を適用したとするならば、遺族援護法による遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を取得して引き続き昭和五十一年七月一日までその権利を有することとなる者には、当該遺族年金又は遺族給付金を支給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に関し、遺族援護法を適用する場合には、遺族援護法第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日以後」とあるのは「昭和五十一年七月」と、同条第三項中「昭和三十四年一月(死亡した者の死亡の日が同年同月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月)」とあるのは「昭和五十一年七月」とする。

附則 (昭和五十一年六月五日法律第六三三号) 抄

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第三条及び附則第五条の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第十二条の改正規定並びに附則第二十二條の二を削る改正規定に限る。)並びに次条から附則第五條まで、附則第二十四條から附則第二十七條まで及び附則第三十四條から附則第三十六條までの規定 昭和五十一年八月一日

附則 (昭和五十一年五月二四日法律第四五五号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第四条、第六条、第九条、第十一条及び附則第六條の規定 公布の日
二 第二条、第五条及び次条の規定 昭和五十一年八月一日
三 略
四 第三条、附則第三条及び附則第四条の規定 昭和五十一年十一月一日

2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

- 一 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第八條第一項から第三項まで及び第七項、第二十六條第一項、第二十七條第一項及び第三項並びに第三十二條第三項の規定
二 略
三 第六条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第十八項の規定
四 第十一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第八條第四項の規定

(第二条の規定の施行に伴う経過措置) 第二条 第二条の規定による改正後の遺族援護法第二十三條第一項及び第二項の規定により遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、第二条の規定による改正後の遺族援護法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

Table with 2 columns: Item (e.g., 第二十五条第一項, 第三十条第一項) and Date (e.g., 昭和二十七年四月一日, 昭和二十七年四月一日).

中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

Table with 2 columns: Item (e.g., 第二十五条第一項, 第三十条第一項) and Date (e.g., 昭和二十七年四月一日, 昭和二十七年四月一日).

の遺族援護法第二十七条第一項中「百三十七万円」とあるのは「百三十四万六千円」と、「百八万六千円」とあるのは「百六万七千円」とし、同条第三項の表中「三二四、八〇〇円」とあるのは「三二二、四〇〇円」と、「二四八、一〇〇円」とあるのは「二四六、三〇〇円」と、「二〇〇、一〇〇円」とあるのは「一九八、三〇〇円」と、「二二〇、一〇〇円」とあるのは「二一九、〇〇〇円」とする。

第六条 この法律による改正前の遺族援護法、法律第八十一号、法律第五十一号又は留守家族援護法の規定による昭和五十九年三月以降の分として支払われた障害年金、遺族年金若しくは遺族給付金又は留守家族手当は、この法律による改正後の遺族援護法、法律第八十一号、法律第五十一号又は留守家族援護法の規定による障害年金、遺族年金若しくは遺族給付金又は留守家族手当の内払とみなす。

附則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号) 抄
 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
 (その他の経過措置の政令への委任)
 第一百一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年六月一四日法律第六〇号) 抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十一年四月から同年七月までの月分の障害年金については、改正後の遺族援護法第

八条第一項中「次の表」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号) 附則別表第一」と、改正後の遺族援護法第八十条の第二項中「次の表」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号) 附則別表第二」とする。

第三条 昭和六十年四月一日から同年七月三十一日までの間に支給事由が生じた障害一時金については、改正後の遺族援護法第八十条第七項中「次の表」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号) 附則別表第三」と、改正後の遺族援護法第八十条の第二項中「次の表」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号) 附則別表第四」とする。

第四条 昭和六十一年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、改正後の遺族援護法第二十七条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百四十四万五千円」とあるのは「百四十二万二千円」と、同条第三項の表中「三三四、〇〇〇円」とあるのは「三二四、一〇〇円」と、「二六三、三〇〇円」とあるのは「二五五、一〇〇円」と、「二七八、四〇〇円」とあるのは「二七二、三〇〇円」とする。

附則別表第一(附則第二条関係)

障害の程度	第一項の年金額に二、九四七、〇〇〇円以内の額を加えた額
特別項症	〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、二一〇、〇〇〇円
第二項症	三、五〇三、〇〇〇円
第三項症	二、八八一、〇〇〇円
第四項症	二、二七七、〇〇〇円
第五項症	一、八三八、〇〇〇円
第六項症	一、四八五、〇〇〇円
第一款症	一、三五四、〇〇〇円
第二款症	一、二三四、〇〇〇円
第三款症	九八七、〇〇〇円
第四款症	七九五、〇〇〇円
第五款症	七〇二、〇〇〇円

附則別表第二(附則第二条関係)

障害の程度	第一項の年金額に二、二四五、七〇〇円以内の額を加えた額
特別項症	〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、二〇八、一〇〇円
第二項症	二、六七一、九〇〇円
第三項症	二、二〇四、一〇〇円
第四項症	一、七四六、〇〇〇円
第五項症	一、四一六、三〇〇円
第六項症	一、一四七、七〇〇円
第一款症	一、〇四二、〇〇〇円
第二款症	九五一、一〇〇円
第三款症	七六一、三〇〇円
第四款症	六一七、五〇〇円
第五款症	五四二、三〇〇円

附則別表第三(附則第三条関係)

障害の程度	金額
第一款症	四、四七八、〇〇〇円
第二款症	三、七一六、〇〇〇円
第三款症	三、一八八、〇〇〇円
第四款症	二、六一九、〇〇〇円
第五款症	二、一〇〇、〇〇〇円

附則別表第四(附則第三条関係)

障害の程度	金額
第一款症	三、四二二、七〇〇円
第二款症	二、八三一、七〇〇円
第三款症	二、四二八、五〇〇円
第四款症	一、九九五、三〇〇円
第五款症	一、六〇〇、九〇〇円

附則 (昭和六一年五月二〇日法律第五三号) 抄
 第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十八号の改正規定 昭和六十二年四月一日

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 昭和六十一年七月分の遺族年金及び遺族給付金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十七条第三項の表中「三五八、八〇〇円」とあるのは「三四九、〇〇〇円」と、「二八二、六〇〇円」とあるのは「二七四、五〇〇円」と、「一九一、二〇〇円」とあるのは「一八五、一〇〇円」とする。

附則 (昭和六二年六月二日法律第四六号) 抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附則 (昭和六三年五月二四日法律第五八号) 抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「新法」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十二年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「百五十四万三千四百円」とあるのは「百五十三万九千円」と、改正後の遺族援護法第二十七条第一項中「百五十四万三千四百円」とあるのは「百五十三万九千円」と、「百二十二万二千四百円」とあるのは「百二十一万八千円」と、同条第三項の表中「三七〇、六〇〇円」とあるのは「三六四、九〇〇円」と、「二九二、二〇〇円」とあるのは「二八七、二〇〇円」と、「一九八、一〇〇円」とあるのは「一九三、九〇〇円」とする。

附則 (平成元年六月二八日法律第三五号) 抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定及びこの法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「新法」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附則 (昭和六十年五月一日法律第三四号) 抄
 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
 (その他の経過措置の政令への委任)
 第一百一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六十年六月一四日法律第六〇号) 抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成元年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万四千四百円」と、改正後の遺族援護法第二十七条第一項中「百五十九万六千三百円」とあるのは「百五十九万四千四百円」とあるのは「百二十五万九千四百円」と、同条第三項の表中「三八三、九〇〇円」とあるのは「三八〇、九〇〇円」と、「三〇二、九〇〇円」とあるのは「二九九、九〇〇円」と、「二〇五、七〇〇円」とあるのは「二〇二、七〇〇円」とする。

附則 (平成二年六月一九日法律第三四号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附則 (平成三年五月二日法律第五五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附則 (平成四年五月二七日法律第六〇号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、第二条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の規定及び第三条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附則 (平成五年五月一九日法律第四五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の規定並びに第三条の規定による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附則 (平成六年三月三一日法律第一九七号) 抄

この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第八条第二項第二号の改正規定並びに第二十五条第一項第二号及び第四号の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

第二条 平成六年四月から同年九月までの月分の遺族年金及び遺族給付金については、改正後の第二十六条第一項中「百八十五万七千九百円」とあるのは「百八十五万九千九百円」と、改正後の第二十七条第一項中「百八十五万七千九百円」とあるのは「百八十五万九千九百円」と、「百四十七万九千九百円」とあるのは「百四十六万七千九百円」と、同条第三項の表中「四六〇、二五〇円」とあるのは「四五四、五五〇円」と、「二六六、二五〇円」とあるのは「三六〇、二五〇円」と、「二五三、〇五〇円」とあるのは「二四七、〇五〇円」とする。

附則 (平成七年三月二三日法律第三四号) 抄

この法律は、平成七年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。
附則 (平成八年三月三一日法律第一五七号) 抄

この法律は、平成八年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三一日法律第一六九号) 抄

この法律は、平成九年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (平成一〇年三月二七日法律第九九号) 抄

この法律は、平成一〇年三月二七日法律第九九号の規定は、平成一〇年三月二七日から施行する。
附則 (平成一一年三月三一日法律第一一七号) 抄

この法律は、平成一一年三月三一日から施行する。
第一条 この法律は、平成一一年三月三一日から施行する。
附則 (平成一二年五月二八日法律第五六号) 抄

この法律は、平成一二年五月二八日法律第五六号の規定は、平成一二年五月二八日から施行する。
第一条 この法律は、平成一二年五月二八日から施行する。
附則 (平成一三年五月二八日法律第五六号) 抄

附則 (平成一一年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、平成一二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十条、第十二條、第五十九條ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十六条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二条の規定 公布の日

附則 (平成一二年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一三年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一四年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一五年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一六年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一八年七月二六日法律第八七号) 抄

の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとする。この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附則 (平成一一年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一二年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一三年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一四年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一五年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一六年七月二六日法律第八七号) 抄

第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第二百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。